

◎入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和 7 年 10 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産（土地）

物件 番号	土地の所在及び地番	公簿地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	神栖市太田字宝山 3021 番 14	雑種地	880	6,800,000
2	神栖市須田字上末吉 4219 番 2	山林	370	274,000
3	鹿嶋市大字沼尾字原大空地山 1249 番 34	雑種地	1,365	2,200,000
4	鹿嶋市大字田野辺字塩釜 107 番 20	雑種地	1,710	3,510,000
5	鹿嶋市大字田野辺字塩釜 107 番 36	雑種地	406	625,000
6	鹿嶋市大字田野辺字塩釜 107 番 37	雑種地	1,339	2,210,000
7	鹿嶋市大字田野辺字塩釜 107 番 43	雑種地	232	341,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による成年被後見人、被保佐人、被補助人、又は未成年。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てをされている者。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

(7) (6)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員。

3 入札参加申込書・入札関係書類の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 7 年 10 月 16 日（木）から令和 7 年 11 月 13 日（木）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 配布場所

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県立地推進部立地整備課鹿島地区グループ

電話 029-301-2756

立地推進部立地整備課のホームページからも入札申込書・入札関係書類のダウンロードが可能。

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

下記 7 に示す入札書の受領期限の 25 分前から 10 分前まで。

(2) 提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

アートホテル鹿島セントラル 2 階 竹の間

5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

アートホテル鹿島セントラル 2 階 梅の間

(2) 開札の場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

アートホテル鹿島セントラル 2 階 梅の間

7 入札書の受領期限

物件番号	日 時	
1	令和 7 年 11 月 14 日（金）	午前 11 時
2		午前 11 時 30 分
3		正午
4		午後 0 時 30 分
5		午後 1 時
6		午後 1 時 30 分
7		午後 2 時

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	令和7年11月14日（金）	午前11時
2		午前11時30分
3		正午
4		午後0時30分
5		午後1時
6		午後1時30分
7		午後2時

9 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は、1回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により、上記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前までの間に、上記4（2）に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記12の入札保証金は、県に帰属する。

14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15 説明会の日時及び場所

日 時	場 所
令和7年10月28日（火）午後1時30分	神栖市大野原4丁目7番11号 アートホテル鹿島セントラル 2階 竹の間